

認可外保育施設利用児童給食費補助金について

この補助金は、無償化の対象となっている認可外保育施設を利用している子どもの保護者に対し、給食費の一部を補助するものです。

以下の対象要件Aの①、②どちらにも該当し、かつ、対象要件Bの③、④のいずれかに該当する方が対象になります。

■ 対象要件 A (①・②どちらにも該当していること)

- ① 認可外保育施設を利用している子どもが、無償化の認定を受けている3～5歳児であること
- ② ①の子どもが認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園又は幼稚園を利用していないこと
※保護者が①の子どもと市内で同居し、生計を一にして監護していることが必要です。

■ 対象要件 B (③または④どちらかに該当すること)

- ③ 対象要件 A を満たしている子どもが、生計を一にする小学校就学前の子どものうち、第3子以降であること
- ④ 年収 360 万円未満相当〔市民税所得割額が 57,700 円未満(ひとり親等の要保護世帯の場合 77,101 円未満)〕の世帯であること

※④の算定に利用する市民税の所得割額は、4月～8月の補助については前年度分、9月～翌年3月の補助については当年度分の所得割額です。

- 補助対象期間 令和7年4月 ～ 令和7年9月
- 補助金額 子ども1人当たり 月額上限 6,000 円
- 申請期間 令和7年9月 11 日(木) ～令和7年9月 30 日(火)
- 申請に必要な書類 (1) 給食費補助金交付申請・実績報告兼請求書
(2) 給食費が分かる領収書の写し
(3) その他 (対象要件を満たすことがわかる書類等)

※ 認可外保育施設・・・無償化の対象施設となっている、認証保育所、ベビーホテル 等

※ 第3子以降・・・生計を一にする未就学児童のうち、最年長から数えて3人目以降

※ 保育料と合算になっている領収書の場合、給食費が確認できる内訳が必要です。

対象となる方は、必要書類を揃えて期限内に申請をしてください。

【申請書類提出先】※ 郵送可

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番 13 号

田無第二庁舎 2 階 幼児教育・保育課 給付係

申請書類等、詳しくは市のホームページをご覧ください。

【 問合せ先 : 西東京市役所 幼児教育・保育課 給付係 042-497-4926 】